



平成22年刑(わ)第2949号

第1回公判調書(手続)

被告人の氏名	大 高 正 二(出頭)
被告事件名	公務執行妨害, 傷害
公判をした年月日	平成23年5月11日
公判をした裁判所	東京地方裁判所刑事第10部
裁判長裁判官	多和田 隆 史
裁判官	本 間 敏 広
裁判官	山 田 千 尋
裁判所書記官	中 條 朋 子
検 察 官	山 本 佐 吉 子, 大 滝 則 和
出頭した弁護士	(主任)岡 田 浩 志, 安 井 琢 磨
裁判長の処分	

裁判長が、傍聴人に対し、審理中法廷内で、不規則発言、不穏な挙動をした場合には直ちに退廷を命じる等告げたところ、傍聴人中、前から2列目、左から5列目に着席していた青色のシャツ、灰色のジャンパー、紺色のズボンを着用した男性が、大声で「どうしてこんなぐらいでこんなことするんですか。」と発言したので、法廷の秩序維持のため、同人に退廷を命じたが、さらに、「質問じゃないですか、質問なら教えてくださいよ。」等大声で発言して任意に退廷しないので、同人に対し、法廷警備員をして法廷外に退廷させた。

人 定 質 問

氏名 大 高 正 二 (おおたか しょうじ)

生年月日, 本籍, 住居及び職業は起訴状記載のとおり

被告事件に対する陳述

被告人

何ですか, これ。裁判ですか。正式なものですか。今のやり方, 私が明らかに犯人扱いじゃないですか。こんなやり方で, 公正, 公平な裁判はできますか。これは裁判じゃありませんよ。違いますか。あなた一方的に勝手なことばかり言ってるけど, 皆さんに分かるような説明じゃないでしょう。法廷の秩序を乱すか乱さないか, あなた方が乱してるんですよ。やるべきことをやってないんですよ。それで傍聴人の人たちに退廷させる。ふざけちゃいけません。あなた方は何様ですか。国民の税金から給料をもらってる。公僕じゃないですか。国民のために仕事をする。そういう立場でしょ。それを何ですか。皆さん, 来てる方々, あなた方のご主人様ですよ。ご主人様に対して, 何てことやるんですか。ちゃんと分かるように説明してください。これが何であるか, そしてそのために, あなた方が私に何かを, 発言を求めているんなら, それをちゃんと説明してください。これは裁判という代物じゃないですよ。私は, 正式な裁判をしに来たんです。ふざけんじゃありません。

主任弁護人

大高さんは, 杉田さんに暴行していません。また, 本件は, 職務の適法性がありません。従って, 大高さんは無罪です。

裁判長の処分

検察官が冒頭陳述を開始しようとしたところ, 被告人が, 「帰りましょう, 私は正式な裁判を受けに来たんですよ, こんな訳

の分からないことをやられてたんじゃ意味ないですよ。」等発言した。すると、傍聴人中、最前列、左から5列目に着席していた白色のシャツ、紺色のスーツを着用した男性が、被告人に対し、「まだ帰らないでください。」等と発言したため、裁判長は、法廷の秩序維持のため、同人に退廷を命じ、同人は退廷した。

検察官の冒頭陳述

山本検察官

別紙冒頭陳述要旨中、第1から第2、3項7行目まで記載のとおり

裁判長の処分

裁判長は、検察官の冒頭陳述に先立ち、被告人に対して、検察官の冒頭陳述中に発言した場合、退廷を命ずることがある旨警告したが、被告人が、上記検察官の冒頭陳述中、「こんなやり方してたんじゃだめだぞ。」、「これ裁判じゃないよ、帰ろうよ。」等発言し、さらには「やめろよ、いい加減にしろよ、時間の無駄だよ。」等発言したため、再三発言の禁止を命じたが、被告人が、これを無視して発言を続けたので、法廷の秩序維持のため、被告人に対し、退廷を命じ、被告人は退廷した。

山本検察官

別紙冒頭陳述要旨中、第2、3項8行目から末尾まで記載のとおり

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり

指定告知した公判期日

平成23年6月8日午後2時30分（証人尋問）

平成23年6月22日午後1時30分

平成23年7月1日午後1時30分

平成23年5月23日

東京地方裁判所刑事第10部

裁判所書記官 中 條 朋 子